

国指定鳥獣保護区の変更及び同特別保護地区の指定に係る 中央環境審議会諮問案件の概要

1. 国指定仙台海浜鳥獣保護区（変更（区域拡張及び保護の指針の変更））

[7, 596ha→10, 834ha]

指定区分 集団渡来地の保護区

位 置 宮城県仙台市、名取市、東松島市、宮城郡七ヶ浜町

存続期間 令和9（2027）年4月1日から令和28（2046）年10月31日まで（19年7ヵ月間）

指定目的 当該区域は、宮城県仙台市、名取市、東松島市及び宮城郡七ヶ浜町にまたがって位置しており、仙台市から名取市にかけての海浜地帯は、砂浜、潟湖、干潟、ヨシ原等、多様な自然環境と防潮及び飛砂防止を目的として人工的に造林されたクロマツ海岸林とが調和した非常に美しい景観を持った地域である。

このような自然環境を反映して、シギ・チドリ類及びガンカモ類の集団渡来地となっているほか、多くの水鳥類の生息地となっている。塩性植物群落及び湿性植物群落の発達が見られ、希少な動植物の生息地及び生育地になっている。

特に、蒲生干潟では「環境省第5次レッドリスト」において絶滅危惧Ⅱ類に選定されているコクガン（国指定天然記念物）が越冬し、周辺の海岸地域では、猛禽類のミサゴ、準絶滅危惧のオオタカ、絶滅危惧ⅠB類のチュウヒ、準絶滅危惧のハヤブサ等が確認されている。

このように、当該区域は、多様な水辺環境を反映して、多種多数の渡り鳥の中継地及び越冬地として利用されていることから、当該区域を集団渡来地の保護区として、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に渡来する鳥類の保護を図るものである。

2. 国指定仙台海浜鳥獣保護区蒲生特別保護地区（指定）[49ha→53ha]

指定区分 集団渡来地の保護区

位 置 宮城県仙台市

存続期間 令和9（2026）年4月1日から令和28（2046）年10月31日まで（19年7ヵ月間）

指定目的 仙台海浜鳥獣保護区は、宮城県仙台市、名取市、東松島市及び宮城郡七ヶ浜町にまたがって位置しており、仙台市から名取市にかけての海浜地帯は、砂浜、潟湖、干潟、ヨシ原等、多様な自然環境と防潮及び飛砂防止を目的として人工的に造林されたクロマツ海岸林とが調和した非常に美しい景観を持った地域である。

このような自然環境を反映して、シギ・チドリ類及びガンカモ類の集団渡来地となっているほか、多くの水鳥類の生息地となっている。特に、「環境省第5次レッドリスト」において絶滅危惧Ⅱ類に選定されているコクガン（国指定天然記念物）の越冬地の中では南限の一つとして重要な地域である。また、塩性植物群落及び湿性植物群落の発達が見られ、希少な動植物の生息地及び生育地になっている。

特に、当該鳥獣保護区の中でも、仙台市の北部を流れる七北田川河口からその左岸側約1kmに渡る蒲生干潟は、かつて1kmほど北にあった七北田川の河口が、1960年代に仙台港の建設等に伴い閉め切られたことにより形成された干潟であり、現在は、砂浜、干潟、潟湖、河口、塩性湿地、ヨシ原といった多様な自然要素が比較的狭い地域の中に集中している。

このため、当該区域は、渡り鳥にとって好適な採餌及び休息のための条件が整っていることから、仙台海浜鳥獣保護区の中でも、特に越冬するコクガンをはじめとする渡り鳥の飛来数が多い区域である。

蒲生干潟ではコクガンが越冬し、周辺の海岸地域では、猛禽類のミサゴ、準絶滅危惧のオオタカ、絶滅危惧ⅠＢ類のチュウヒ、準絶滅危惧のハヤブサ等が確認されている。

このように、当該区域は、仙台海浜鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると考えられることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に渡来及び生息する鳥類の保護を図るものである。

備考 区域を変更し、再指定。

3. 国指定仙台海浜鳥獣保護区井土浦特別保護地区（指定）[164ha→170ha]

指定区分 集団渡来地の保護区

位 置 宮城県仙台市

存続期間 令和9（2026）年4月1日から令和28（2046）年10月31日まで（19年7ヵ月間）

指定目的 仙台海浜鳥獣保護区は、宮城県仙台市、名取市、東松島市及び宮城郡七ヶ浜町にまたがって位置しており、仙台市から名取市にかけての海浜地帯は、砂浜、潟湖、干潟、ヨシ原等、多様な自然環境と防潮及び飛砂防止を目的として人工的に造林されたクロマツ海岸林とが調和した非常に美しい景観を持った地域である。

このような自然環境を反映して、シギ・チドリ類及びガンカモ類を始め、多くの水鳥類の生息地となっているほか、塩性植物群落及び湿性植物群落の発達が見られ、希少な動植物の生息地及び生育地になっている。

当該地域は、名取川河口の右岸からその北側約4kmに渡って砂浜、干潟、潟湖、河口、塩性湿地が広がっており、多様な自然の状態が良く保た

れている。このため、渡り鳥にとって好適な採餌及び休息の条件が整っていることから、仙台海浜鳥獣保護区の中でも、特に渡り鳥の飛来数が多い区域であり、準絶滅危惧のホシハジロ、マガモ等のガンカモ類、ミユビシギ、絶滅危惧Ⅱ類のハマシギ等のシギ・チドリ類の種類数が豊富である。

このように、当該区域は仙台海浜鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 29 条第 1 項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に渡来及び生息する鳥類の保護を図るものである。

備考 区域を拡張し、再指定。

4. 国指定仙台海浜鳥獣保護区広浦特別保護地区（指定）[0ha→47ha]

指定区分 集団渡来地の保護区

位 置 宮城県仙台市

存続期間 令和 9（2026）年 4 月 1 日から令和 28（2046）年 10 月 31 日まで（19 年 7 ヶ月間）

指定目的 仙台海浜鳥獣保護区は、宮城県仙台市、名取市、東松島市及び宮城郡七ヶ浜町にまたがって位置しており、仙台市から名取市にかけての海浜地帯は、砂浜、潟湖、干潟、ヨシ原等、多様な自然環境と防潮及び飛砂防止を目的として人工的に造林されたクロマツ海岸林とが調和した非常に美しい景観を持った地域である。

このような自然環境を反映して、絶滅危惧Ⅱ類のハマシギ等のシギ・チドリ類及び絶滅危惧Ⅱ類のキンクロハジロ等のガンカモ類を始め、多くの水鳥類の生息地となっているほか、塩性植物群落及び湿性植物群落の発達が見られ、希少な動植物の生息地及び生育地になっている。

特に、当該鳥獣保護区の中でも、名取市の北部を流れる増田川河口と川内沢川放水路、八間堀、南貞山運河が流入する広浦地区には、干潟、潟湖、河口、塩性湿地、ヨシ原等、多様な自然要素が比較的狭い地域の中に集中しており、当該区域は、渡り鳥にとって好適な採餌及び休息のための条件が整っていることから、仙台海浜鳥獣保護区の中でも、特に渡り鳥の飛来数が多い区域である。

このように、当該区域は、仙台海浜鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 29 条第 1 項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に渡来及び生息する鳥類の保護を図るものである。

備考 新規指定。

5. 国指定屋我地鳥獣保護区（変更（区域拡張））[3,272ha→3,294ha]

指定区分 集団渡来地の保護区

位 置	沖縄県名護市及び国頭村今帰仁村
存続期間	令和 8（2026）年 11 月 1 日から令和 28（2046）年 10 月 31 日まで（20 年間）
指定目的	当該区域は、沖縄県の沖縄島と同島から北西に突き出した本部半島の間 に位置し、屋我地島及び我部祖河川下流域の陸域並びに羽地内海及び屋我 地島周辺の海域から成る。海域は、全体の約 3 分の 2 を占めているが、陸 域周辺の浅海域は干潟が発達しており、沿岸域にはマングローブ林が、陸 域には畑、森林及び草地が見られるなど、多様な自然環境が存在している。 このような自然環境を反映して、シギ・チドリ類をはじめとした多くの 鳥類が渡来して、干潟を採餌場所及び休息地として利用している。また、 屋我地島周辺海域に見られる岩礁はベニアジサシ、エリグロアジサシ等が 渡来し、繁殖地及び休息地として利用している。特にベニアジサシについ ては、1,000 羽規模で営巣したことがあるなど、南西諸島の中でも特に大 規模かつ重要な集団営巣地である。この他、浅海域には海草類が分布し、 ジュゴンの食痕も確認されており、ジュゴンの採餌場所として利用されて いる。また、陸域はサシバ等の休息地及び越冬地となっている等、当該区 域は多様な鳥獣により利用されている。 このように、当該区域は、シギ・チドリ類、ベニアジサシ、エリグロア ジサシ等の渡り鳥の渡来地等として重要であることから、当該区域を集団 渡来地の保護区として、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する 法律（平成 14 年法律第 88 号）第 28 条第 1 項に規定する鳥獣保護区に指 定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

6. 国指定屋我地鳥獣保護区屋我地特別保護地区（指定）[990ha]

指定区分	集団渡来地の保護区
位 置	沖縄県名護市及び国頭村今帰仁村
存続期間	令和 8（2026）年 11 月 1 日から令和 28（2046）年 10 月 31 日まで（20 年間）
指定目的	当該区域は、沖縄県の沖縄島と同島から北西に突き出した本部半島の間 に位置する羽地内海の区域である。干潟が発達する浅海域で、環境省が作 成した第 4 次レッドリストに記載されている 73 種を含む 64 科 185 種の貝 類が確認されている等、多様かつ豊富な底生生物が生息している。 このような自然環境を反映して、シギ・チドリ類をはじめとした多くの 鳥類が渡来して、干潟を採餌場所及び休息地として利用している。また、 屋我地島周辺海域に見られる岩礁はベニアジサシ、エリグロアジサシ等が 渡来し、繁殖地及び休息地として利用している。特にベニアジサシについ ては、1,000 羽規模で営巣したことがあるなど、南西諸島の中でも特に大 規模かつ重要な集団営巣地である。

このように、当該鳥獣保護区の中でも、羽地内海は、多くの渡り鳥が渡来し、繁殖地、休息地及び採餌の場として利用されていることから、特に重要な区域として、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 29 条第 1 項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に渡来する渡り鳥及びその生息地の保護を図るものである。区域を変更せず再指定。

備考